

平成 26 年 12 月 17 日
豊 島 区

12 月期 区長月例記者会見

第1部 「違法行為店舗の撲滅に関する覚書」締結式 （進行:治安対策担当課長）

第2部 区長記者会見 （進行:広報課長）

セーフコミュニティ重点課題

「繁華街の安全」対策に強力タッグ、違法店舗の取締り強化！

H23 生活安全条例改正

- ・既存法令で規制対象外だった居酒屋・カラオケ店の客引き・客待ち行為、路上スカウト行為等を禁止
- ・重点地区を指定し、地域の環境浄化団体等に指導権限の一部を委託

さらに一步踏み込んで違法行為店舗にメス

違法行為店舗の撲滅に関する覚書

都内初！違法行為店舗の不動産契約解除規定

- ・区・区内警察署・区内不動産業界団体・区内環境浄化団体・防犯協会・組織犯罪根絶協会・食品衛生協会の16団体による連携
- ・環境浄化団体等の安全確保の徹底(区・警察の責務)
- ・不動産賃貸借契約時に、契約物件で行う業務に関して犯罪行為を行った場合、契約解除できる旨を明記(努力規定)
- ・防犯情報等の提供と通報

相乗効果

(仮称)客引き等の防止に関する条例(案)

全国初！不当な客引きによる「立ち入らせ行為」の禁止

- ・生活安全条例から客引き行為等の禁止に関する規定等を抜き出し、独自条例として制定
- ・現行条例の禁止行為に加え、居酒屋等への客引きを受けた客の「立ち入らせ行為」を禁止行為に位置づけ
- ・禁止行為の違反者(その雇い主も含む)に対する罰則
 - ① 名前(店名等)の公表(指導・警告・勧告を経て)
 - ② 過料:5万円以下の過料(勧告後)

地域の総力あげて安全・安心な繁華街へ

(仮称)豊島区客引き行為等の防止に関する条例の制定について

制 定 の 背 景

豊島区では、豊島区生活安全条例により、キャバクラ、居酒屋等が行う客引き行為や客引きを目的とした客待ち行為のほか、ソープランドやキャバクラ等へのスカウト行為、スカウトを目的とした、たむろ、うろつき行為を禁止し、池袋駅、巣鴨駅、大塚駅周辺の繁華街を重点地区に指定し、違反者に指導を行うなど対応強化に努めてきたが、客引き行為等に関する苦情が多く寄せられ、区民の安全安心を阻害する要因となっていることから、誰もが安全で楽しく過ごせる繁華街を築くため、本条例を制定するもの。

条 例 の 概 要

禁 止 行 為

- 客引き行為、客引きを目的とした客待ち行為
- スカウト行為、スカウト目的のたむろ、うろつき行為

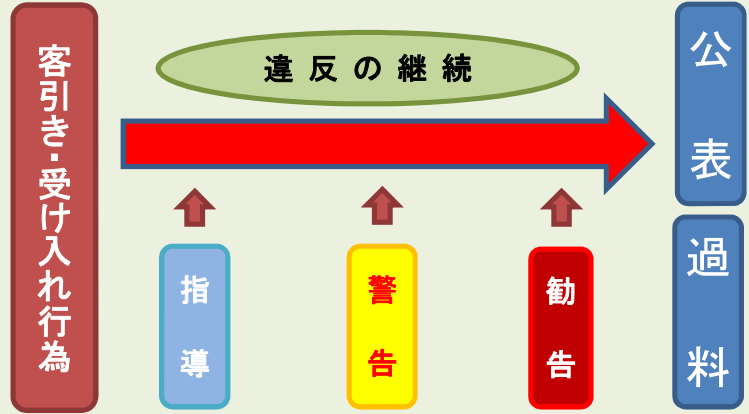
現在の豊島区生活安全条例で禁止



居酒屋、キャバクラ等への客引きを受けた客の立ち入らせ行為

禁止行為の違反者に対して、指導、警告、勧告、公表の措置を講ずるほか、勧告に従わない者に対しては過料(5万円)を科するもの。(罰則の適用は両罰規定あり)

公表・過料徴収までのイメージ



- 施行予定
平成27年4月1日
- ※ 但し、罰則、公表に関する規定は、平成27年10月1日からとする。

(仮称) 豊島区客引き行為等の防止に関する条例の概要 (案)

1 目的

区内における迷惑な客引き行為等を防止し、安全で安心なまちづくりを推進することにより、区民の平穏な生活を確保するとともに、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 区の責務

区民等の生活の安全を阻害するおそれのある客引き及びこれを目的とした客待ち並びに勧誘(以下「スカウト」という。)及びこれを目的としたうろつき、たたずみ又はたむろすることを防止し、安全安心な街を築くため各種施策を推進する。

3 区民等の責務

区民等は、他人に迷惑となるような事業活動を行わないよう努めるとともに、区が行う客引き等の防止に対する施策に協力するよう努めるものとする。

4 客引き行為等の禁止※

何人も、道路、公園、広場、駅その他の公共の場所において、公衆の目に触れるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飲食店等の営業に関し、客引きをすること。
- (2) 前記(1)に掲げる行為を行う目的で、客待ちをすること。
- (3) 次のいずれかに該当する役務に従事するようにスカウトすること。
 - ア 人の性的好奇心に応じて人に接する役務
 - イ 専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務
- (4) わいせつな行為に係る姿勢であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるようにスカウトすること。
- (5) 前記(4)、(5)に掲げる行為を行う目的で、うろつき、たたずみ又はたむろすること。

5 不当な客引き行為等を用いた営業の禁止

- (1) 飲食店等を営む者は、客引き行為等の禁止の規定に違反する客引き行為等をした者又はそのことを知っている者から紹介を受けて、当該客引きを受けた者を客として当該店舗又は施設内に立ち入らせてはならない。(以下、「立ち入らせ行為」という。)
- (2) 飲食店等を営む者は、その業務に関して、従業員への注意、監督等、立ち入らせ行為を防止する措置を講じなければならない。

6 重点地区の指定※

- (1) 区長は、違反行為を防止するために特別な措置を講ずる必要があると認められる区域を迷惑行為防止重点地区として指定することができる。
- (2) 必要がある場合には、重点地区を変更し、又は解除することができる。
- (3) 重点地区を指定した場合等は、告示をしなければならない。

7 指 導※

- (1) 区長は、重点地区内において、本条例で禁止された客引き行為等又は立ち入らせ行為をしていると認められる者に対し、当該行為をやめるよう指導することができる。
- (2) 区長は、上記(1)の行為を、区長があらかじめ指定する者に事務の一部を委託して、行わせることができる。

8 警 告

区長は、重点地区内において、客引き行為等又は立ち入らせ行為を指導した場合に、当該指導を受けた者が、更に違反行為を行っているとき認めるときは、その者に書面をもって、当該違反行為をしてはならない旨の警告をすることができる。

9 勸 告

区長は、警告を受けた者が、更に違反行為をしているとき認めるときは、その者に書面をもって、当該違反行為の中止を求める勧告をすることができる。

10 公 表

区長は、勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告の措置に従わなかったときは、当該勧告の内容その他規則に定める事項を公表することができる。

11 意見陳述の付与

- (1) 区長は、公表をしようとするときは、勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴かなければならない。
- (2) 区長は、前条の規定による公表をしようとするときは、勧告を受けた者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者である場合は、当該法人又は人に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴かなければならない。

12 通 知

区長は、公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

13 調査等

- (1) 区長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、必要な事項を調査することができる。
- (2) 区長は、調査に当たり必要があると認めるときは、その必要と認める範囲において関係人に対し、質問をし、又は文書の提示その他の協力を求めることができる。

14 過料

以下に該当する者は5万円以下の過料を科する。

- ① 勧告を受けた後に、重点地区内において客引き行為等をした者
- ② 勧告を受けた後に、重点地区内において立ち入らせ行為をした者

15 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して本条例で規定する過料を科する。

16 施行

平成27年4月1日から施行する。

ただし、公表、過料にかかる部分については平成27年10月1日から施行する。

※ 4、6、7の規定は、現行の豊島区生活安全条例において規定しているもの。